

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム運営委員会規程

平成16年 4月 1日

改正

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成23年 4月26日

平成24年 5月22日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム規程第7条第2項の規定に基づき、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ミュージアムの運営方針に関する事。
- (2) ミュージアムの事業計画に関する事。
- (3) ミュージアムの予算に関する事。
- (4) その他ミュージアムの運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 館員
- (3) その他学長が必要と認めたもの
- (4) 副館長

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第4条の2 副館長をもって、副委員長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(学術調査員の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、学術調査員を委員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。